

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可の基準)</p> <p>第 11 条 市長は、第 9 条の許可の申請が第 10 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に挙げる事項に適合していると認めるときでなければ、第 9 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 22 条又は第 24 条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第 23 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る四街道市行政手続条例(平成 9 年条例第 1 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。)ただし、申請者が第 23 条第 1 項第 3 号又は第 7 号に該当することにより当該許可を取消された者である場合は、この限りではない。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第 11 条 市長は、第 9 条の許可の申請が第 10 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に挙げる事項に適合していると認めるときでなければ、第 9 条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 22 条又は第 24 条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第 23 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る四街道市行政手続条例(平成 9 年条例第 1 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務に執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。)ただし、申請者が第 23 条第 1 項第 3 号又は第 7 号に該当することにより当該許可を取消された者である場合は、この限りではない。</p>

ウ 第 23 条第 1 項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 四街道市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等カ 法人で、その役員・使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの

キ 個人で、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの

ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからクまでのいずれかに該当するもの

(許可の取消し等)

第 23 条 市長は、第 9 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第 9 条、第 12 条第 1 項又は第 20 条の 3 第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 9 条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き 6 月以上行っていないとき。
- (4) 第 12 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第 13 条の条件に違反したとき。
- (6) 第 14 条から第 18 条までの規定に違反したとき。
- (7) 第 21 条第 1 項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継したした者が当該地位を承継した際、第 11 条第 1 項第 1 号アからケまでのいずれかに該当したとき。

ウ 第 23 条第 1 項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの

(許可の取消し等)

第 23 条 市長は、第 9 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第 9 条、第 12 条第 1 項又は第 20 条の 3 第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 9 条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き 6 月以上行っていないとき。
- (4) 第 12 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第 13 条の条件に違反したとき。
- (6) 第 14 条から第 18 条までの規定に違反したとき。
- (7) 第 21 条第 1 項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継したした者が当該地位を承継した際、第 11 条第 1 項第 1 号アからエまでのいずれかに該当したとき。